

平成21年第1回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第5日目)

平成21年3月18日(月曜日)

午前9時30分開議

追加行政報告

- 第14 議案第18号 訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第20号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第21号 職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第22号 町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第24号 町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第26号 訓子府町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第9号 平成21年度訓子府町一般会計予算について
- 第21 議案第10号 平成21年度訓子府町国民健康保険特別会計予算について
- 第22 議案第11号 平成21年度訓子府町老人保健特別会計予算について
- 第23 議案第12号 平成21年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第24 議案第13号 平成21年度訓子府町介護保険特別会計予算について
- 第25 議案第14号 平成21年度訓子府町下水道事業特別会計予算について
- 第26 議案第15号 平成21年度訓子府町水道事業会計予算について
- 第27 議案第16号 訓子府乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第28 議案第17号 訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第29 議案第23号 訓子府町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第30 議案第25号 訓子府町季節保育所及びへき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 第31 議案第27号 訓子府町農業交流センターの一部の長期的な利用について

追加日程

議案第29号 平成20年度訓子府町一般会計補正予算(第7号)について

議案第30号 北網広域圏組合の解散に伴う財産処分の変更について

意見書案第1号 市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持存続を求める要望意見書

意見書案第2号 物価に見合う年金引き上げを求める要望意見書

意見書案第3号 原爆症認定制度の抜本的改善を求める要望意見書

- 第 3 7 常任委員の選任について
- 第 3 8 議席の変更について
- 第 3 9 議会運営委員の選任について
- 第 4 0 議会広報特別委員会の設置及び選任について

出席議員（9名）

1番	橋本憲治君	2番	西山由美子君
3番	上原豊茂君	4番	河端芳恵君
5番	工藤弘喜君	7番	佐藤静基君
8番	山本朝英君	9番	川村進君
10番	小林一甫君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
総務課長	佐藤明美君
総務課業務監	八鍬光邦君
企画財政課長	佐藤正好君
企画財政課業務監	森谷清和君
町民課長	中山信也君
福祉保健課長	佐藤純一君
福祉保健課業務監	林秀貴君
農林商工課長	山内啓伸君
農林商工課業務監	村口鉄哉君
建設課長	竹村治実君
水道課長	竹村治実君
教育長	山田日出夫君
管理課長	平塚晴康君
社会教育課長	上野敏夫君
幼稚園・保育園事務長	菅野宏君
社会教育課業務監	元谷隆人君
教育委員長	飯田洋司君
農業委員会会長	谷本茂樹君
監査委員	山田稔君
農業委員会事務局長	遠藤琢磨君
会計管理者	三好寿一郎君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	小野良次君
議会事務局係長	小林央君

開議の宣告

議長（橋本憲治君） 予算審査特別委員会が終了いたしましたので、ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の出欠の報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

田古選挙管理委員長から欠席の報告がありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりでございます。

議会運営委員長から本日の議会運営について報告をいただきます。

議会運営委員長の報告

議会運営委員長（工藤弘喜君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、ただいまから本定例会における追加議案の取り扱いについて、議会運営委員会からご報告を申し上げます。

3月17日、昨日であります。午後4時20分から議会運営委員会を開催いたしました。平成21年第1回定例会における追加議案に係わっての協議をいたしました。協議の内容につきましては、皆さまのお手元に配付をしてあります。追加議案2件、そして、追加の行政報告があるということになります。

追加議案の2件の中身であります。1件目、議案第29号 平成20年度訓子府町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

2件目であります。議案第30号 北網広域圏組合の解散に伴う財産処分の変更について、この2件であります。

また、先ほども言いましたように、町長より追加の行政報告があります。内容につきましては1つ目が、ふるさとおもいやり基金について。

もう1つが、平成21年度訓子府高校の入学見込みについて。この2つの内容についてであります。

追加提案の2件については、議会運営委員会で協議をいたしました結果、本会議に提出することに決定いたしました。

なお、提案理由の説明、討論、採決については、新予算関連議案の採決終了後に行うことになりました。

以上のとおり、議会運営委員会で決定いたしましたので、ご協力をよろしく願いいたしまして、議会運営委員会からの報告といたします。

どうもありがとうございました。

議長（橋本憲治君） 議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

予算審査特別委員会は、議長を除く全員で行いましたので、委員長報告は会議規則第41条第3項の規定により省略したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告を省略することに決定いたしました。

追加行政報告

議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

菊池町長から追加行政報告の申し出がありましたので、この際、発言を許したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、追加行政報告の発言を許します。

町長。

町長（菊池一春君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、改めて2件の行政報告をさせていただきます。

1点目でございます。ふるさとおもいやり寄付金についてでございます。

本年の3月13日に、ふるさとおもいやり寄付がございましたので、ご報告申し上げます。本町旭町の出身で、現在、東京都にお住まいの相原知樹様から本町が本年度から進めております「ふるさとおもいやり寄付制度」にご賛同をいただき、100万円のご寄付をいただきました。ふるさとおもいやり寄付につきましては、大きく4つの事業に用途を分け、寄付の募集を行っていたところでありますが、相原様からは、広く「ふるさと訓子府」のまちづくりに活用いただきたいとのことございました。相原様のご厚意に心から感謝申し上げますとともに、寄付金につきましては、ふるさとおもいやり基金に積み立てることとし、本定例会に補正予算の追加提案をさせていただきますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、訓子府高校の入学見込みについての行政報告をさせていただきます。

平成21年度の訓子府高校の生徒確保につきましては、各種支援策を講じ学校の教育活動と一体となってPRに努め生徒確保に努めてきたところでございます。平成21年度は網走中学区卒業者は対前年比134人、北見市内では163人と大幅に減少する中で、出願状況は、前年度より減少しましたが46名の出願者となりました。

しかし、私立高校の合格発表により、併願しておりました生徒が訓子府高校の受験を取り止め、3月4日に行われました入学試験には39名の受験者であり、17日に行われた合格発表では、39名全員が合格となっております。

今後、25日から二次募集が行われ31日に合格発表が予定されておりますが、この網走中学区の出願状況等を見ますと二次募集での生徒確保も非常に厳しい状況にあります。

以上、訓子府高校の入学見込みについて、行政報告させていただきましたので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） ただいまの追加行政報告に対し、若干の時間、質疑をすることを許します。質疑は1人2回に制限いたします。

ご質疑ございませんか。

8番、山本朝英君。

8番（山本朝英君） 8番、山本です。訓子府高校の関係で少しお伺いしたいのですが、これは確か40名、41名だったですか。定員というのは41名ですか。定員より2名まだ不足しているということになるわけですが、その見通しもかなり厳しいということなの

でしょうか。それがきれるとこの次の間口の関係が出てくるのだと思いますが、そのこともありますので、もう少し具体的にお伺いをしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 定数は80名でありまして、41名以上で2間口を確保するということになるかと思えます。中学区の状況をみますと非常に生徒数というか受験者数が少ないものですから、概ねそれぞれの学校に入学されて、2次募集も非常に厳しい状況だということが判明しております。それで、このまま39名でいきますと当然決まりから間口が1つになるということになるかと思えます。これは、小学校であろうと中学校であろうと高校であろうと同じことが行われると思えます。問題は、今年が非常に北見市内で163名も中学卒業者が少なかった。やや特異な年でありまして、その中でも46名の願書ということでは、健闘したほうに入るかと思えますが、来年以降、卒業者数がまた少し戻ります。例え、今年1間口になったとしても、来年度以降の状況を見ながら、2間口復活へ向けての運動や支援策を強めていく必要があるかと思えます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、以上をもって追加行政報告を終了いたします。

議案第18号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第24号、
議案第26号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、
議案第13号、議案第14号、議案第15号

議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

一括議題の議案第18号、議案第20号から議案第22号、議案第24号、議案第26号、議案第9号から議案第15号の計13本の一括議題の質疑につきましては、予算審査特別委員会で行っておりますので、質疑を省略し、これより一括議題の討論に入りたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、これより一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論を願います。

まず、各案に対する反対討論の発言を許します。

ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより、一括議題の議案第18号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第24号、議案第26号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号の採決をいたします。

討論のなかった案件については、一括採決をいたします。

議案第18号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第24号、議案第2

6号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

議案第16号、議案第17号、議案第23号、議案第25号、議案第27号

議長（橋本憲治君） これより、提案理由の説明が終わっております、議案第16号、議案第17号、議案第23号、議案第25号、議案第27号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第16号の質疑を行います。議案書57ページでございます。

1人3回まで、質疑を行えます。ご質疑ございませんか。

7番、佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 7番、佐藤です。すみません16号ですね。すみません質問を取り消します。

議長（橋本憲治君） 2番、西山由美子君。

2番（西山由美子君） この中にあります「小規模住居型児童養育事業を行うもの」とありますが、この具体的なこと教えてください。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 条例の中に追加されました小規模住居型児童養育事業のお尋ねでございますが、本年4月からの児童福祉法の改正によりまして、新たに国によって事業化される制度でございます。これは、養育者の住居におきまして、5、6人の要保護児童を養育する事業ということで、この事業につきましては、第2種社会福祉事業として位置付けられまして、里親として同時期に2人以上の要保護児童を2年以上養育した経験があるというような一定の要件を満たした事業者が行えるという事業でございます。里親との違いにつきましては、委託費を事業申告をする必要があるということで、里親と比較しまして職業化という意味合いがあるということに言われております。ここで、養育される要保護児童にかかる医療費につきましては、都道府県が負担をするということございまして、この条例の給付の対象にはなくなるということでの今回の改正ということで、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 2番、西山由美子君。

2番（西山由美子君） 2番、西山です。そのタイプの事業を行っている方は、この網走管内にどれ位いるのですか。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） この法律の改正は、本年4月からの施行ということで、今現在は、この事業の対象はいない。ただ、今後どのようになってくるかということは、把握をしておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第16号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成諸君の、失礼しました。
これより、議案第16号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第17号の質疑を行います。議案書59ページでございます。
1人3回まで質疑を行えます。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第17号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第23号の質疑を行います。議案書80ページでございます。
1人3回まで質疑を行えます。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第23号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第25号の質疑を行います。議案書83ページでございます。
1人3回まで質疑を行えます。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第25号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号の質疑を行います。議案書86ページでございます。

1人3回まで質疑を行えます。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第27号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時、休憩といたします。

休憩 午前9時53分

再開 午前9時55分

議長(橋本憲治君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

先ほど、新予算の議案第18号からの議件で、一括採決の時に議案をとばしましたので、もう一度繰り返したいと思います。

討論のなかった案件につきましては、一括採決をいたします。

議案第18号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第24号、議案第26号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、議案第18号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第24号、議案第26号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

失礼いたしました。

追加日程の議決

議長(橋本憲治君) お諮りいたします。

ただいま、町長から議案第29号 平成20年度訓子府町一般会計補正予算(第7号)について、議案第30号 北網広域圏組合の解散に伴う財産処分の変更についての2件の議案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、この際、議案第29号、議案第30号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議案第29号、議案第30号

議長(橋本憲治君) 各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第29号から順次説明願います。

企画財政課長。

企画財政課長(佐藤正好君) 議案書120ページになりますので、ご覧をいただきたいと思います。

議案第29号 平成20年度訓子府町一般会計補正予算(第7号)の説明を申し上げます。

今回の補正は、第1条にありますように102万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ42億3,076万6,000円とするものでございます。

第2項にありますように、この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表とおりであります。これについては、ご覧をいただくこととし、内容については、122ページ以降の事項別明細書により、説明をさせていただきます。

次、第2条の地方債の補正についてであります。今回は、地方債の変更でありまして、第2表地方債補正によることとしておりますので、次のページの下の表をご覧をいただきたいと思っております。第2表地方債補正の表でございます。

今回の地方債の変更につきましては、定住促進空き家活用事業に係る限度額の変更でございます。本事業の地方債につきましては、本年度に整備しました事業分として、本日、変更のご決定をいただいたところであります。この度、本年2月の第1回臨時町議会において、予算補正のご決定をいただいた繰越事業分についても、過疎債の充当が可能となる予定となりましたことから、その限度額1,590万円に900万円加えた2,490万円へ変更しようとするものでございます。

続きまして、122ページの事項別明細書の歳入について、説明をいたします。

まず、16款、1項、2目、総務費寄付金では、先ほど行政報告を申し上げました「ふるさとおもいやり寄付金」100万円ともう1件2万円の寄付がございましたことから、合わせて、102万円を追加計上してございます。これにより、ふるさとおもいやり寄付金につきましては、31件、235万円の実績ということになっております。本日も定額給付金の受給を機にした寄付が寄せられましたので、今後、さらに増えることを期待しているところでございます。

また、3目、民生費寄付金5,000円につきましては、「福祉のために」と寄付がございましたので、追加するものでございます。

次、17款、1項、1目の財政調整基金繰入金であります。この後、説明します20款、町債の予算増額分900万円を財源調整のため、減額するものでございます。

次、20款、1項、1目、土木債につきましては、先ほど第2表で説明しましたとおり

平成21年度に繰り越して整備する定住促進住宅の財源として、定住促進空き家活用事業債。過疎債になりますが、900万円を追加するものでございます。

124ページに地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書を載せておりますが、一番右側の下から3行目にありますように、平成20年度末現在高見込額は、63億1,961万円となっております。

次に、123ページをご覧いただきたいと思えます。123ページは、歳出の事項別明細でございますが、2款、1項、1目、一般管理費の経費区分10、各種基金積立金に、先ほど、歳入の寄付金で説明いたしました、民生費指定寄付金とふるさとおもいやり寄付金を説明欄記載のとおり、それぞれ積み立てしようとするものでございます。

今回の補正による基金の繰り入れや積み立てを行った後の平成20年度末の各基金の残高につきましては、別紙資料4として、配布しておりますので、これについては、ご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきたいと思えます。

以上、平成20年度訓子府町一般会計補正予算(第7号)の内容について、説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、続きまして、議案第30号の提案説明を申し上げます。議案書は、125ページになります。

議案第30号 北網広域圏組合解散に伴う財産処分の変更について。

平成20年12月17日に議決された議案第72号北網広域圏組合の解散に伴う財産処分について、その内容を変更するため、地方自治法289条の規定により、北網広域圏組合解散に伴う財産処分を下記のとおり関係市町の協議の上、定めるものとするものでございます。

記でございますが、北網広域圏組合の解散に伴い、組合が保有する基金10億円のうち9億円は、北網広域圏組合同規約第13条第2項に定める出資比率により、次のとおり関係市町に配分し、1億円は北網地域活性化協議会に移譲するものでございます。

基金の配分額と出資比率の一覧につきましては、ご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきます。

本件につきましては、本議会の冒頭で行政報告をさせていただきましたが、北海道が出資した1億円を観光振興を中心とした北網地域の活性化に資する事業に活用するため、再議決をお願いするものでございます。

以上、北網広域圏組合の解散に伴う財産処分の変更について、提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(橋本憲治君) 以上で、議案第29号、議案第30号までの各案に対する提案理由の説明が終わりました。

これより、提案理由の説明が終わっております議案第29号、議案第30号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたしたいと思えます。

最初に、議案第29号の質疑を行います。

1人3回まで、質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

9番、川村進君。

9番(川村 進君) 9番、川村です。122ページ、20款、町債で、これは、補正

前7,450万円が8,350万円になるということは、工事がどれだけ増えたのですか。工事が増えないで900万上乗せになるのですか。これは、どのようなことですか。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 今回、町債で提案するものにつきましては、財源の補正でございまして、歳出の事業費については、一切変更ございません。

今回、2次補正でやりました事業のうち今回の定住促進空き家活用事業を繰越事業で来年実施する分ですが、その財源として、過疎債が認められる予定だということで今回、そのうち900万円だけをここに計上させていただくということでありまして、事業費そのものは、一切変わってございませんので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 9番、川村進君。

9番（川村 進君） 9番、川村です。この件について私は、全員協議会でも建設課長に説明を求めたのですが、これは、町の持ち出しを少なくするために、結局国からくる1億5,700万円のうちの事業をこっちに切り替えたいという話で出てきたはずで、町債を増やすということになれば、同じことになるのではないのか。何か変な感じがするのですが。町債。それから、余計な金を使わないために、1億5,700万円の金で、この促進住宅をやりたいと言ったはずだ。それなのに今度は、町債を使うということになると何か当初の説明とは、全然違い何か僕は納得がいかない。違うような気がするのですが、このことはどうなのですか。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 2月の臨時議会の時に、この定住促進空き家活用事業については、4,000万円の事業ということで予算計上しております。この時には、国庫支出金として、一応、通常の補助金として700万円。そして、今回の2次補正分として、3,100万円の合わせて、3,800万円の国庫の支出金ということで、一般財源は200万円ということでございました。この時の臨時議会の資料でございます。その後ほかの小学校の屋外運動場のいわゆる暗渠排水や居武士小学校の校庭前の舗装、あるいは中学校グラウンドの暗渠排水など、そのような事業のほうにも、それぞれ2次補正の国庫の補助金が充てられている。そうした補助金を今回、全体的に精査いたしまして、そして、できる限りそちらの補助事業に補助金を満額充てるような形で最大限調整した。そして、その分を過疎債については、70%が交付税措置される有利なものですから、それを今回交付金の関係で、900万円しかない枠を最大限見込んで、この定住のところの充てて、少しでも財源を有効に使いたいということの提案でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 手を挙げて、指名されてからお願いします。

9番、川村進君。

9番（川村 進君） 9番、川村です。そうすると、この900万円のうち過疎債だから900万円のうちの15%の135万円を使って、あと700何万円かは、過疎債で使いたい。町の負担分を100何万円に抑えたいから、それをやるということですか。当初の説明では、一切町の持ち出し分がないという説明ではなかったのですか。このことは、そのような説明を受けたつもりでいるのですが。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 2月の臨時議会の時に説明したのにつきまして、国庫支出金が、これから入札等により減額される場合がある。その場合に、国からいただいた交付金を割る。交付金より少なくなるということは困りますので、最大限、事業費に対する国庫支出金というのは、内数で見込んでおります。そして、今回正直申しまして、これから各事業を入札執行していく時に、どれだけの事業費になるのか。まだ現時点では分かりませんので、これから事業費というのは、詰まっていくことになりませんが、今回、補正いたします過疎債の分につきましては、ほかの事業に、全額交付金を充てたとして、少しでも過疎債の枠を有効に使うために、その残りの部分を定住空き家促進住宅の国庫支出金のほうに、少しですが寄せまして、そして最終的にその分を過疎債で穴埋めする。この過疎債というのは、30%が実質的な自己負担なのです。7割分が国から交付されるということでありまして、ただいづれにしても一般財源そのものは、生じてきますから、一般財源はどちらにしても出てくるのですが、過疎債については、7割が交付税措置される。

過疎債というか定住促進空き家活用事業につきましては、事業費4,000万円でございます。そして、今現在の財源内訳を申しますと当初元々の事業の分の補助として、700万円でございます。これは、2月と同じ説明です。700万円の国庫の補助金がある。通常の補助金がある。そのほかに、国の2次補正分の補助金として、他の事業といろいろ調整しまして、最終的に今、2,100万円の交付金をみています。2次補正分として、2,100万円。そして、合わせて2,800万円の国からの補助金をまずみている。そして、そのほかに過疎債として、900万円をみてございます。あと、全体的な予算の執行によりまして、場合によっては、交付金を割ってしまったら困りますので、一般財源としても、この事業としては、今300万円ほどみているということで、ただいづれにしても、これから、事業がどんどん進んでいく中で、まだ動きとしては出てきますので、最終的には、その過疎債の額で、財源調整を最終的にさせていただくというものであります。

ご理解いただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより、議案第29号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号の質疑を行います。

1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第30号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程の議決

議長(橋本憲治君) お諮りいたします。

ただいま、上原豊茂君ほか4名から、意見書第1号、市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持存続を求める要望意見書、意見書案第2号、物価に見合う年金引き上げを求める要望意見書、意見書案第3号、原爆症認定制度の抜本的改善を求める要望意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、この際、意見書案第1号、意見書案第2号、意見書案第3号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

意見書案第1号

議長(橋本憲治君) 意見書案第1号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

上原豊茂君。

3番(上原豊茂君) ただいま議長のお許しをいただきましたので、意見書案第1号についてご説明をいたしたいと思えます。

意見書案第1号

市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持存続を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成21年3月18日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者

議員 上原豊茂

議員 河端芳恵

議員 西山由美子

議員 工藤弘喜

議員 橋本憲治

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開き願います。

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成21年3月18日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

総務大臣様

財務・金融大臣様

厚生労働大臣様

以上でございます。

ご審議の上、ご採択くださいますようよろしくお願いいたします。

議長(橋本憲治君) これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑といたします。

1人3回まで質疑行えます。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第1号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第2号

議長(橋本憲治君) 次に、意見書案第2号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

上原豊茂君。

3番(上原豊茂君) ただいま議長のお許しをいただきましたので、意見書第2号についてご説明をいたしたいと思っております。

意見書案第2号

物価に見合う年金引き上げを求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成21年3月18日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者

議員 上原豊茂
議員 河端芳恵
議員 西山由美子
議員 工藤弘喜
議員 橋本憲治

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。
次のページをお開き願います。

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年3月18日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

内閣総理大臣様
財務大臣様
厚生労働大臣様

以上でございます。

ご審議の上、ご採択くださいますようお願いいたします。

議長(橋本憲治君) これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑といたします。

1人3回まで質疑行えます。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより意見書案第2号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第3号

議長(橋本憲治君) 次に、意見書案第3号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

上原豊茂君。

3番(上原豊茂君) ただいま議長のお許しをいただきましたので、意見書第3号についてご説明をいたしたいと思っております。

意見書案第3号

原爆症認定制度の抜本的改善を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成21年3月18日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者

議員 上原豊茂
議員 河端芳恵
議員 西山由美子
議員 工藤弘喜
議員 橋本憲治

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。
次のページをお開き願います。

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年3月18日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
総務大臣様
厚生労働大臣様

以上でございます。

ご審議の上、ご採択くださいますようお願いいたします。

議長(橋本憲治君) これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑といたします。

1人3回まで質疑行えます。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより意見書案第3号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、午前10時50分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時50分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

常任委員の選任について

議長（橋本憲治君） 日程第37、常任委員の選任を行います。

事務局長から説明をさせます。

議会事務局長（小野良次君） それでは、議案書の117ページをお開きいただきたいと思ひます。

常任委員の選任について。

訓子府町議会委員会条例第7条第1項の規定により、常任委員を次のとおり指名選任するものであります。議案の下の説明にありますように、各委員の任期が4月30日で満了ということになりますので指名選任するものであります。

委員会条例第2条では、総務文教常任委員5人、産業建設常任委員5人の定数となっておりますが、現在1人の議員さんの欠員がありますので、これからの2年間につきましては、総務文教常任委員5人、産業建設常任委員4人とすることで全議員で決めております。

第3条では、常任委員の任期は2年とすることになっております。

それから、常任委員の選任にあたりましては、あらかじめ議長が本人の希望を聴取し調整の上、会議に諮って指名することになっております。

第8条、第2項につきましては、委員長及び副委員長は、委員会において互選することになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） ここで、暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時58分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、総務文教常任委員に、順不同になりますが、佐藤静基君、山本朝英君、川村進君、河端芳恵君、副議長の小林一甫君の以上5名であります。

産業建設常任委員に工藤弘喜君、上原豊茂君、西山由美子君、そして、私、橋本憲治の4名であります。

以上のとおり指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しましたとおり常任委員に選任することに決定いたしたいと思います。

ここで、各委員会に分かれて、委員会を開きたいと思ひますので、ここで、休憩をしたいと思います。昼にかかりますので、午後1時より再開したいと思います。

ご参集願ひたいと思ひます。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11時00分

再開 午後 1時00分

議長（橋本憲治君） 定刻になりました。会議を再開いたします。

休憩中に各常任委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選が行われましたので、事務局長に報告させます。

議会事務局長（小野良次君） それでは、私のほうから報告を申し上げます。

総務文教常任委員会委員長に山本朝英議員、副委員長に川村進議員。

産業建設常任委員会委員長に工藤弘喜議員、副委員長に西山由美子議員が互選されました。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 以上をもって、常任委員長、副委員長の選任の報告を終わります。

議席の変更

議長（橋本憲治君） 日程第38、議席の変更を行います。

議席の変更は、会議規則第4条第3項の規定により、議長において指名します。

議席番号と氏名を職員に朗読させます。

議会事務局長（小野良次君） それでは、5月1日からの議席になりますが、議席番号とお名前を申し上げます。事前に説明員の方、議員の方には既にお配りしておりますけども、もう一度申し上げます。

1番、佐藤静基議員、2番、河端芳恵議員、3番、山本朝英議員、4番、川村進議員、5番、小林一甫副議長、6番、橋本憲治議長、7番、工藤弘喜議員、8番、西山由美子議員、9番、上原豊茂議員、10番は空席でございます。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

これから休憩をとりますので、その間に、ただいま指定された議席に、お着席をお願いいたします。

ここで、午後1時10分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時05分

再開 午後 1時07分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

議会運営委員の選任について

議長（橋本憲治君） 日程第39、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任につきましては、訓子府町議会委員会条例第7条第1項の規定により、小林一甫君、河端芳恵君、上原豊茂君、西山由美子君、以上のとおり指名したいと思います。

います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました以上の諸君を、議会運営委員に選任するに決定いたしました。

ここで、正副委員長互選のため、暫時、午後1時20分まで休憩したいと思います。

休憩 午後1時10分

再開 午後1時20分

議長(橋本憲治君) 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選が行われました。

委員長に上原豊茂君、副委員長に西山由美子君が互選されましたので、報告いたします。

議会広報特別委員会の設置及び選任について

議長(橋本憲治君) 日程第40、議会広報特別委員会の設置及び選任を行います。

議会広報発行に関する調査のため、全委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託の上、調査することにいたしたいと思います。

本委員会は、議会閉会中も調査を行うことができるものといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は全委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

議会広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、全委員を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました全委員を、議会広報特別委員に選任することに決定いたしました。

ここで、議会広報特別委員会を開催し、正副委員長を互選するため、暫時休憩をしたいと思います。午後1時45分まで暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午後1時23分

再開 午後1時41分

議長(橋本憲治君) 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

休憩中に議会広報特別委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選が行われました。

委員長に河端芳恵君、副委員長に西山由美子君が互選されましたので、報告いたします。

閉会の議決

議長（橋本憲治君） 以上をもって、本定例に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

閉会の宣告

議長（橋本憲治君） これにて平成21年第1回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午後 1時42分